

二〇一四年十二月

東方學報

京都

第八十九册

京都大學人文科學研究所

二〇一四年十二月

東方學報

京都
第八十九册

京都大學人文科學研究所

目次

朝鮮時代における三司の言論と官人の處罰……………矢木毅 一

北朝石刻資料選注Ⅱ（一）……………〔北朝石刻資料の研究（Ⅱ）〕班 六五

漢籍の電子的な翻刻について

——『說文解字注』のUnicode轉寫を事例として……………白須裕之 二三八

地力概念から見た中國水稻作の實態

——宋元明清時代を中心に……………市村導人 二五八

『參同契』易學考

——太極圖の由來と關連して……………徐大源 二九六

彙報 二〇一三年一月より二〇一三年十二月まで……………三〇一

『東方學報』投稿規程

- 一 『東方學報』は原則として年一回刊行される學術誌で、人文科學に關する關連領域のうち、とくに東方學に關する研究論文、および共同研究班の研究報告、譯注などを掲載する。
- 二 『東方學報』には、所内研究者、共同研究班班員、所内の客員(國內客員および外國人研究員)、名譽教授、名譽所員、招聘外國人學者、外國人共同研究者、研修員、受け入れ學術振興會特別研究員が投稿できる。これ以外にまた、編輯委員會が適切と判斷して投稿を依頼する場合がある。
- 三 本誌の論文等は原則として査讀の對象となる。原稿は、査讀を経た後、編輯委員會の責任において採否を決定する。
- 四 稿料は支拂われない。但し、論文、譯注などの執筆者には本誌の一部が無料で提供される。また抜き刷り五十部、および電子ファイルが無料で提供される。
- 五 著者校正は二回とする。
- 六 投稿締め切りは毎年五月末日とする。原稿は、『東方學報』編輯委員會宛てに提出することとする。
- 七 原稿作成にあたっては、『東方學報』執筆要領に従うこととする。
- 八 他雜誌への二重投稿についてはこれを禁じる。
- 九 『東方學報』に掲載された論文等について、その著者は複製権および公衆送信權に關する許諾を人文科學研究所に與えたものとする。人文科學研究所はこの許諾に基づき、京都大學が設置したサーバに電子化した複製物を格納し、當該の複製物を公衆

- 十 の求めに應じて自動的に送信することができる。
- 圖版、寫真などを掲載する場合は、投稿者の責任において、あらかじめそれら圖版、寫眞の所藏者、著作権者から許諾を受けるとする。

『東方學報』執筆要領

- 一 使用言語は原則として日本語、または中國語とする。以下の要領は日本語論文を想定したものである。
- 二 論文には英文(二〇〇語程度)の要旨を添付する。英文要旨については投稿者の責任において、事前にネイティブチェックを受けておくものとする。
- 三 投稿原稿は枚數をとくに制限しないが、論文については本文一二、〇〇〇〜四八、〇〇〇字を目安とする。
- 四 原稿の表紙に、論文、譯注などの區別、および縦組み、横組みの區別を明記する。
- 五 原稿は使用したソフト名と保存形式を明記し、電子ファイルとそのハードコピーを提出する。またこれとは別に、ユニコード・テキスト形式(Unicode)で保存した電子ファイルも併せて提出することが望ましい。
- 六 圖版には、番號と表題を付ける。それぞれの挿入箇所を、本文の欄外に番號で指定する(手書きでよい)。圖版についてはオフセット印刷可能なものを投稿者の責任において作成することが望ましい。
- 七 引用文献、參照文献などの形式は各専門分野の慣行に従うこととし、とくに規定しない。

八

原則として、縦組み論文の注は後注とし、横組み論文の注は脚注とする。注には通し番號をつけ、本文中に注番號の挿入箇所を明記する。

東方學報 京都 第八十九冊

(京都大學人文科學研究所紀要第七十五冊)

二〇二四(平成二十六)年十二月二十日 發行

發行 京都大學人文科學研究所

京都市左京區吉田本町

印刷 明文舎印刷株式會社

京都市南區吉祥院池ノ内町一〇